

第51回鳥取県中学校総合体育大会新体操の部開催要項

- 1 目 的 本大会は、中学校教育の一環として中学校生徒に広く（競技）実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健康な中学校生徒の育成をするとともに、中学校生徒の相互の親睦をはかるものである。
- 2 主 催 鳥取県中学校体育連盟
- 3 後 援 鳥取県教育委員会 （公財）鳥取県スポーツ協会 鳥取市教育委員会
- 4 主 管 鳥取県東部地区中学校体育連盟 鳥取県中学校体育連盟新体操専門部
鳥取県体操協会 鳥取市体操協会
- 5 会 期 女子：令和7年7月19日（土）
男子：令和7年7月19日（土）
- 6 日 程 競技開始 9：45～
（男子については、関係者との話し合いで決定する）
- 7 会 場 女子：ヤマタスポーツパーク 鳥取県民体育館
〒680-1417 鳥取市桂見146-1
男子：智頭農林高等学校
〒689-1402 八頭郡智頭町智頭711-1
- 8 参加資格 (1) 参加者は、鳥取県中学校体育連盟に在籍し、学校教育法第1条にもとづく当該中学校生徒であること。
(2) 鳥取県中学校総合体育大会（地区大会）拠点校部活動参加規程に基づき、拠点校で活動している生徒は参加することができる。
(3) 年齢は平成22年4月2日以降に生まれたものに限る。
(4) 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の6月30日までに鳥取県中学校体育連盟をとおして（公財）日本中学校体育連盟に申し出ること。
(5) 地域クラブ活動に所属する中学生においては、「鳥取県中学校体育連盟主催大会への地域クラブ活動の参加資格特例」による参加資格を満たしていること
(6) 新体操競技部細則
令和7年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加の特例競技部細則（新体操競技）に準ずる。
(7) 各地区中学校体育連盟主催の競技大会において、県大会参加資格を得たチームまたは個人とする。
(8) チーム編成は一校単位で組織されたものとする。
(9) 夏季大会に限り、同一年度内の参加は全種目を通じて一人一回とする。
(10) 個人戦は、7の項の個人戦の部より選抜されたものとする。
(11) チーム・選手の引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員（※1）地域クラブ活動の代表者（指導者）とする。なお部活動指導員は、他校の引率者および依頼監督にはなれない。
（※1の部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者）

- (12) 個人種目への参加について、校長・教員・部活動指導員が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「鳥取県中学校総合体育大会引率細則」により、校長が引率者と承認した外部指導者の引率を認める。また、引率者としての外部指導者には監督の資格を認める。その際には、所定の書類を県中体連と専門部に提出すること。
尚、地域クラブ活動においては、引率者・監督者報告書（様式2）に必要事項を記載し、必ず県中体連に提出をすること。
- (13) コーチ（マネージャー）については、当該校の校長が認めたものとする。教員以外のコーチについては「外部指導者確認書」を申し込み時に提出すること。（地区予選と同一者の場合は提出に必要なし）

- 9 参加制限 団体〈女子〉…各地区予選に出場した各所属1チーム。
（選手5名、補欠3名）
個人（女子）…各地区予選に出場した各校2名および東部大会上位14位、西部大会上位6位までの選手。
〈男子〉・・・オープン参加とする。
- 10 競技規則 女子：（財）日本体操協会制定新体操競技規則2025—27年版ジュニアルール及び令和7年度中体連ルールを適用する。
男子：2025年版中体連規則を適用する。
- 11 競技方法 (1) 団体〈女子〉は、フープ5の演技で順位を決定する。
(2) 個人は、女子2種目（ボール・フープ）の演技で順位を決定する。
男子リング・ロープの演技とする。
種目別順位も決定する。
- 12 表彰 (1) 団体3位までの学校（チーム）及び登録選手、個人総合6位、個人種目別3位までに鳥取県中学校体育連盟より賞状を授与する。オープン参加の場合も同様に賞状を授与する。
(2) 団体優勝校（チーム）に優勝旗（持ち回り）を授与する。
(3) 中国大会出場（女子のみ）を大会終了後、ただちに監督会議をもち今大会の成績により選抜する。
(4) 団体上位2チーム、個人総合上位4名を、中国中学校新体操選手権大会の県代表とする。
- 13 参加申込 (1) 期 限 令和7年6月10日（火）必着
(2) 方 法 別紙申し込み書に記入のこと
(3) 申込先 〒680-0844 鳥取市興南町91番地
鳥取市立南中学校 山家 直美 宛
TEL（0857）22-3617 FAX（0857）24-3925
- 14 組合せ 令和7年6月17日（火）第2回県総体実行委員会において各郡市理事による代理抽選により決定する。
- 15 その他 (1) 選手は、学校表示のマーク（3cm×3cm以上）をつけること。
(2) 競技中の疾病、傷害については、応急処置をする。
(3) 個人情報のうち、大会運営上必要である名前、学年、所属、競技の特性上必要なものについては公開する。また、報道機関に記録の提出を求められた場合は提供する。
(4) インフルエンザ・コロナウイルス感染症等については県の方針に準じて対策をとる場合がある。
(5) 大会に関する問い合わせについては、各チームの責任者が地区専門委員長を通して行う。